

Client Alert

2015 年 4 月号 (Vol.16)

1. はじめに
2. 知的財産法：特許法等及び不正競争防止法の改正法律案の閣議決定及び公表
3. 競争法／独禁法：公取委、医療機器製造販売業を営む会社の統合計画を問題解消措置の実施を条件に承認
4. エネルギー・インフラ：電力・ガス・熱供給事業に関する制度改正を盛り込んだ電気事業法等の改正案の閣議決定
5. 労働法：「妊娠・出産、育児休業等を契機とする不利益取扱いに係る Q & A」が公表される
6. 会社法：監査等委員会設置会社への移行の動き
7. 一般民事：個人情報保護法改正案の閣議決定・国会提出
8. M&A：最高裁、非上場会社における第三者割当増資の有利発行に関する新判断
9. ファイナンス・ディスクロージャー：株式会社日本取引所グループが「最近の新規公開を巡る問題と対応について」を公表
10. 税務：東京高裁 同族会社の行為計算否認規定の適用を「独立当事者間の通常の取引と異なる場合」に認める判断
11. 中国・アジア：ミャンマー競争法
12. 新興国：ブラジル腐敗防止法に関する連邦規則の公布

1. はじめに

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、森・濱田松本法律事務所では、各分野の近時のリーガルニュースを集めて、Client Alert 2015 年 4 月号（第 16 号）を作成いたしました。実務における一助となれば幸いに存じます。

2. 知的財産法：特許法等及び不正競争防止法の改正法律案の閣議決定及び公表

2015 年 3 月 13 日に「特許法等の一部を改正する法律案」及び「不正競争防止法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、第 189 回通常国会に提出されています。

特許法等の一部を改正する法律案（<http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150313001/20150313001.html>）は、職務発明制度の見直し等を内容とするものです。①本改正法律案が可決されれば、職務発明について、特許を受ける権利を使用者等に原始的に帰属させることが可能になります。また、②従業者等が使用者等に特許を受ける権利等を取得等させた場合には、現行法上は、「相当の対価」が付与されますが、本改正法律案では、「相当の金銭その他の経済上の利益」（「相当の利益」）が付与されるものとされてい

Client Alert

ます。さらに、③新たに、「相当の利益」に関する指針（ガイドライン）が策定・公表されることとなります。

不正競争防止法の一部を改正する法律案（<http://www.meti.go.jp/press/2014/03/20150313002/20150313002.html>）は、営業秘密の保護の見直しを内容とするものです。本改正法律案が可決されれば、①被告による生産方法等に係る営業秘密の使用を推定する規定の導入、営業秘密を侵害していることを知って譲り受けた営業秘密侵害品の譲渡・輸入等の不正競争行為への追加等がなされ、営業秘密侵害行為に対する民事請求の実効性が向上することが期待されます。また、②罰金額引き上げや海外重課の導入等により、刑事規定の抑止力向上が期待されます。さらに、③営業秘密侵害の未遂行為、日本国内において事業を行う事業者が保有する営業秘密を海外において取得する行為、及び不正開示が介在したことを知って営業秘密を取得し、転売等を行う者を処罰対象に追加する等の刑事規定の処罰範囲の整備もなされています。

弁護士 岡田 淳
☎ 03-5220-1821
✉ atsushi.okada@mhmiapan.com
弁護士 田中 浩之
☎ 03-6266-8597
✉ hiroyuki.tanaka@mhmiapan.com

3. 競争法／独禁法：公取委、医療機器製造販売業を営む会社の統合計画を問題解消措置の実施を条件に承認

2015年3月25日、公取委は、医療機器製造業者のA社とB社による統合計画に対する独禁法に基づく審査の結果を公表しました。本件は米国連邦取引委員会及び欧州委員会も審査を行っていたところ、公取委は、これら当局と情報交換を行いつつ審査を行ったことを明らかにしています。その後、同年3月30日に、欧州委員会が公取委と同様の条件で本件を承認したことが公表されています。

公取委は、両社が競合する商品のうち人工関節について詳細な審査を行った結果、「UKA（人工膝関節の一種）」及び「人工肘関節」の分野について当事会社が申し出た問題解消措置の実施を条件に、独禁法上問題ないと判断しました。問題解消措置は、両商品とも同様であり、商品のブランドに係る有形資産等を第三者に譲渡するというものです。具体的には、UKA（A社が約50%のシェア、B社が約40%のシェア）を例にとると、以下のとおりです。

- ① UKA市場の約50%分のシェアに相当する当事会社の有力なブランドに係る有形資産（在庫、設計履歴、試験・臨床データ等）、知的財産権（特許、商標、ノウハウ等）等を第三者に譲渡する。
- ② 譲渡先は、整形外科・人工関節分野における十分な経験及び能力を有し、当事会社から独立した資本上無関係な事業者であり、かつ、対象事業を維持し発展させるための財源、専門性及びインセンティブを有すること等を基準に選定し、具体的な譲渡先については、譲渡先との契約締結後、公取委に報告し、同意を得る。

Client Alert

③ 当事社が一定期間内に譲渡先との契約締結に至らなかった場合、独立した受託者が公取委の同意の下で事業を譲渡する。

④ 譲渡の実行期限は、譲渡先について公取委の同意を得た日から3ヶ月とする。

問題解消措置の内容について、公取委の企業結合ガイドラインは、構造的措置、すなわち一方当事者の事業・資産等を第三者に譲渡する措置を原則としているところ、本件もこれに従っているといえます。また、措置の実効性を担保する観点から、譲渡先となりうる資格を定め、かつ、一定期間（譲渡期限である3ヶ月との関係は不明。）内に譲渡先との契約締結に至らなかった場合に、譲渡手続きを独立した受託者に行わせることを定める等、構造的措置が採られた近時の事例と同様の付随条件を含んでいます。

このほか、本件では、統合が競争に与える影響について経済分析を行いながらも、その結果はあくまで「定性的な調査結果を補完するもの」であるとしている点も注目されます。

このように、本件は、高シェア統合案件において近時採用されている検討・評価手法や問題解消措置の設計について、広く参考となる事例です。

弁護士 宇都宮 秀樹
☎ 03-5223-7784
✉ hideki.utsunomiya@mhmi-japan.com
弁護士 高宮 雄介
☎ 03-6266-8744
✉ yusuke.takamiya@mhmi-japan.com

4. エネルギー・インフラ：電力・ガス・熱供給事業に関する制度改正を盛り込んだ電気事業法等の改正案の閣議決定

2015年3月3日、政府は「電気事業法等の一部を改正する等の法律案」（「本法律案」）を閣議決定し、第189回通常国会に提出しました。本法律案は、電気事業、ガス事業及び熱供給事業に関する大きな制度改正を含むものです。

電気事業については、電力システム改革の第3段階を実施するための電気事業法の改正が規定されており、主な内容としては、送配電事業の中立化を確保するために発電・小売事業と送配電事業の兼業を原則禁止とすること（いわゆる電力会社の送配電部門の「法的分離」（2020年4月施行）や、第2段階の改正（小売参入の全面自由化）において経過措置として残されていた小売電気料金の規制の撤廃のための仕組み（2020年4月に施行し、その後、エリアごとに順次撤廃。）が盛り込まれています。

ガス事業については、ガス事業法の改正が規定されており、都市ガスの小売参入の全面自由化（2017年目途）、大手3社の導管部門の「法的分離」（2022年目途）等が実施されることとされています。

上記の他にも、本法律案には、熱供給事業法の改正による熱供給事業に関する参入規制の緩和や料金規制の撤廃（2016年目途）や、電力・ガス・熱供給の市場監視を担う電力・ガス取引監視等委員会の設立（公布後6ヶ月以内）が盛り込まれています。

本法律案の内容は、電力・ガス・熱供給の各市場のあり方に大きな変化をもたらすも

Client Alert

のであり、今後、国会における審議や、成立した場合はその後に検討される政省令その他の改正の詳細が注目されます。

弁護士 小林 卓泰
☎ 03-5223-7768
✉ takahiro.kobayashi@mhmjapan.com
弁護士 岡谷 茂樹
☎ 03-5220-1862
✉ shigeki.okatani@mhmjapan.com

5. 労働法：「妊娠・出産、育児休業等を契機とする不利益取扱いに係る Q&A」が公表される

妊娠中の軽易業務への転換を契機としてなされた降格処分について違法と判示した最高裁判決（平成 26 年 10 月 23 日）をふまえ、厚生労働省は 2015 年 1 月 23 日、妊娠・出産、育児休業等を理由とする不利益取扱いに関する解釈通達を発出し、さらに同年 3 月 30 日、「妊娠・出産、育児休業等を契機とする不利益取扱いに係る Q&A」を公表しました。

同通達は、妊娠・出産・育休等の事由を「契機として」不利益取扱いが行われた場合は、原則として妊娠・出産・育休等を「理由として」不利益取扱いがなされたと解され法違反となるとしており、かつ、Q&A においては、原則として、妊娠・出産・育休等の事由終了から 1 年以内に不利益取扱いがなされた場合は「契機として」と判断する旨が公表されています。

また、通達においては、上記の原則に対する例外の一つとして「業務上の必要性から不利益取扱いをせざるをえず、業務上の必要性が、当該不利益取扱いにより受ける影響を上回ると認められる特段の事情が存在する場合」には法違反にはならないとし、Q&A においては、「特段の事情」の具体例として事業主の経営状況や本人の能力不足等を挙げています。

通達はもう一つの例外として「労働者が同意している場合で、有利な影響が不利な影響の内容・程度を上回り、事業主から適切に説明がなされる等、一般的な労働者なら同意するような合理的な理由が客観的に存在するとき」を挙げています。Q&A においては、その判断要素として、事業主から適切な説明が行われていたか、不利益取扱いによる間接的な影響についても説明がされていたか、書面等で明確に説明されていたか等の事情を勘案する旨が示されています。

今後も妊娠・出産・育休等をめぐる労務管理を行う場面は増えることが予想されるところ、今回の Q&A を参考とした適切な対応が求められます。

弁護士 高谷 知佐子
☎ 03-5223-7717
✉ chisako.takaya@mhmjapan.com
弁護士 荒井 太一
☎ 03-5220-1853
✉ taichi.arai@mhmjapan.com

Client Alert

6. 会社法：監査等委員会設置会社への移行の動き

本年の定時株主総会において定款変更を行い、監査等委員会設置会社へと移行することを表明した会社は、2015年4月3日現在、50社を超えました。

同制度は、同年5月1日施行予定の改正会社法により新たに導入された制度であり、監査機関の構成員に取締役会における議決権を付与することにより業務執行者への監督機能を強化できることや、社外取締役と社外監査役双方を選任することによる重複感・負担感を緩和できることを特長としています。①改正会社法により、事業年度末日において社外取締役を置いていない会社に「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明することが義務付けられたことや、②同年6月1日施行予定のコーポレートガバナンス・コードにおいて、2名以上の独立社外取締役の選任がcomply or explain（原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか。）の対象とされたこと等から、社外取締役の選任への要請が強まっていることもあり、移行の動きが加速しているものと思われます。

改正会社法の施行を条件とした監査等委員会設置会社への移行決議を行った3月総会の会社も存在するところであり、監査等委員会設置会社へ移行する会社は、今後も増加することが予想されます。各社においては、現状のガバナンス体制を維持するか否かについて、改めて検討を行うことが必要と思われます。

弁護士 石井 裕介

☎ 03-5223-7737

✉ yusuke.ishii@mhmi-japan.com

弁護士 河島 勇太

☎ 03-6266-8734

✉ yuta.kawashima@mhmi-japan.com

7. 一般民事：個人情報保護法改正案の閣議決定・国会提出

政府は、2015年3月10日、個人情報の保護を図りつつ、パーソナルデータの利活用を促進するため、個人情報の保護に関する法律（「個人情報保護法」）の一部の改正に関する法律案（「本改正案」）を閣議決定し、同日、国会に提出しました。政府は、今国会の会期内で本改正案の成立を目指すとしています。

政府は、2014年6月24日、情報通信技術が進展した現代に即した保護と利活用のバランスのとれたパーソナルデータの適正な取扱いを定めることを目的とし、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において、「パーソナルデータの利活用に関する制度改革大綱」を決定しており、本改正案は、これを踏まえたものとなっています。

本改正案では、いわゆる「ビッグデータ」の活用促進のため、匿名加工情報（個人情報の復元ができないように加工した情報）の加工方法や取扱い等の規定が整備された他、個人情報の定義の明確化・個人情報の利用目的の変更を可能とする規定の整備等により

Client Alert

個人情報の有用性の確保が図られています。

他方、本改正案では、個人情報の保護を強化も図られており、本改正案の最大の目玉ともいえる、個人情報の取扱いの監視監督権限を有する第三者委員会である個人情報保護委員会の設置、トレーサビリティの確保（第三者提供に係る確認及び記録の作成義務）、個人情報の取扱いのグローバル化への対応（外国にある第三者への個人データの提供に関する規定の整備等）等の規定も整備されました。

本改正案は、「ビッグデータ」の利用枠組みを定める等、事業者による個人情報の取扱いに大きな影響を与えるものであり、本改正案の内容を理解し遵守するのみならず、積極的に活用することも期待されます。

弁護士 早川 学
☎ 03-5223-7748
✉ gaku.hayakawa@mhmjapan.com
弁護士 石田 渉
☎ 03-6266-8926
✉ wataru.ishida@mhmjapan.com

8. M&A：最高裁、非上場会社における第三者割当増資の有利発行に関する新判断

2015年2月19日、最高裁は、株式会社アートネイチャー（「発行会社」）が非上場会社であった2004年に行った第三者割当の方法による取締役らに対する新株発行（「本件新株発行」）の有利発行の該当性が争われた事案において、以下のとおり、有利発行に該当しない旨の判断を示しました。

本件は、発行会社が、公認会計士に発行会社の計算書類等の資料を提出して、株式価値の算定を依頼し、配当還元法に基づき1株当たり1,500円という算定結果を得た上、1株当たり1,500円で本件新株発行を行ったところ、本件新株発行は有利発行に該当し、株主総会で取締役が有利発行を行う必要性について開示を怠ったものとして、旧商法266条1項5号の法令違反に係る取締役の損害賠償義務が争われた事案です。

第一審の東京地裁、第二審の東京高裁は、DCF法によれば1株当たりの株式価値は7,897円と算定され、公正な価値は少なくとも1株当たり7,000円を下回らないとして、有利発行の該当性を肯定し、取締役の損害賠償義務を認めました。しかし、最高裁は、非上場会社の株価の算定については、様々な評価手法が存在しており、どのような場合にどのような評価手法を用いるべきかについて明確な判断基準が確立されているわけではないこと、また、個々の評価手法においてもある程度の幅のある評価要素が含まれていることが少なくないことを指摘し、裁判所が事後的に他の評価手法を用いたり、異なる予測値等を用いて改めて株価の算定を行い有利発行の該当性を判断したりするのは、取締役らの予測可能性を害することとなり相当ではないとした上で、非上場会社による第三者割当増資に係る新株発行について、客観的資料に基づく一応合理的な算定方法によって発行価額が決定されていたといえる場合には、特別の事情のない限り、有利

Client Alert

発行に該当しないとの判断を示し、本件新株発行について有利発行の該当性を否定しました。

第三者割当増資は M&A 取引の一環として行われることも多く、上記判例は第三者割当増資を伴う非上場会社の M&A 取引において参考になるものと考えられます。

弁護士 大石 篤史
☎ 03-5223-7767
✉ atsushi.oishi@mhmjapan.com
弁護士 佐川 雄規
☎ 03-6266-8759
✉ yuki.sagawa@mhmjapan.com

9. ファイナンス・ディスクロージャー：

株式会社日本取引所グループが「最近の新規公開を巡る問題と対応について」を公表

株式会社日本取引所グループ（「取引所グループ」）は、2015 年 3 月 31 日、最近の新規公開を巡る問題と対応について取りまとめた「最近の新規公開を巡る問題と対応について」を公表しました。

近時の株式市場環境の回復傾向等を受け、東証における新規上場の件数は、2013 年に 57 件、2014 年に 78 件、2015 年（3 月末日まで）に 23 件と増加傾向にあります。しかし、一部の新規公開会社の経営者による不適切な取引等の事例が散見されることを受け、新規公開の品質向上や株主・投資者の信頼確保等の観点から、取引所グループは、①新規公開会社の経営者による不適切な取引への対応として上場審査の強化、②上場直後の業績予想の大幅な修正への対応として、上場時に公表される業績予想について前提条件やその根拠の適切な開示の要請、③上場時期の集中への対応として、東証における集計及び周知を通じた全体日程の共有による集中緩和の要請といった措置を、速やかに講じることとしております。

上記の措置が講じられることによって、新規公開に対する株主・投資者の信頼が確保され、今後の新規公開ひいては成長企業への資金供給が円滑に進む一助となることが期待されます。

弁護士 鈴木 克昌
☎ 03-6212-8327
✉ katsumasa.suzuki@mhmjapan.com
弁護士 尾崎 健悟
☎ 03-6266-8929
✉ kengo.ozaki@mhmjapan.com

Client Alert

10. 税務：東京高裁 同族会社の行為計算否認規定の適用を「独立当事者間の通常の取引と異なる場合」に認める判断

東京高裁は、2015年3月25日、日本IBM株式会社（「日本IBM」）関連の税務訴訟について、一審判決を維持し、納税者勝訴の判断を下しました。本件は、①米国のIBM World Trade Corporation（「WT社」）が子会社として設立した有限会社IBM APホールディングス（「AP社」）が、WT社から日本IBM株式（「本件株式」）を取得し、②その後、日本IBMが、①と同一の価額で本件株式をAP社から取得した、という事案です。当該自己株式取得によって、AP社にみなし配当所得と譲渡損失が発生したところ、前者のみなし配当所得は受取配当益金不算入制度により課税されず（法人税法23条）、また、後者の譲渡損失は、AP社が後日連結納税制度を採用したことによりAP社の子会社である日本IBMの所得と相殺されました。これに対し、税務当局は、同族会社の行為計算否認規定（法人税法132条1項）を適用し、譲渡損失の損金算入を否認しました。

本件の主な争点は、譲渡損失の額を損金算入したことが、法人税の負担を「不当に減少」させるものに該当するか否かでした。東京高裁は、「不当に減少」とは、経済的合理性を欠く場合をいうと解釈とした上で、経済合理性を欠く場合には、独立当事者間の通常の取引と異なる場合も含まれると判示しました。この点について明確に示した裁判例は見当たらないため、本判決の先例価値は小さくないといえます。

弁護士 大石 篤史

☎ 03-5223-7767

✉ atsushi.oishi@mhmi-japan.com

弁護士 小山 浩

☎ 03-6266-8589

✉ hiroshi.oyama@mhmi-japan.com

弁護士 坂尾 陽

☎ 03-6266-8951

✉ akira.sakao@mhmi-japan.com

11. 中国・アジア：ミャンマー競争法

2015年2月24日付でミャンマーにおいて競争法が成立しました（ASEAN6ヶ国中もっとも遅い包括的な競争法の導入となります。）。競争法は現時点では未発効で、別途大統領が通知する日に施行されることとなります。以下、成立した競争法の概要を簡単に紹介します。

I. 規制行政機関

内閣は、競争法の執行機関として、官民から選任された委員により構成される競争委員会（Competition Commission）を設置することとされ（5条）、同委員会が、「独占」とみなされるための市場シェア、売上高等の基準等を定める権限を有しています。また、同委員会は、5名から9名の有識者から構成される調査委員会（Investigation Committee）

Client Alert

を設置することとされており（11条）、かかる調査委員会が競争法違反の嫌疑のある事件の捜査権限を有することとされています。

II. 主な規制内容

主な規制内容としては、以下のとおり、①反競争的行為の禁止、②市場における独占禁止、③不正競争の禁止に加え、④企業間結合規制も含まれております（但し、規制対象となる市場シェア、売上高等については今後の規則等で定められることとされております）。

① 反競争的行為の禁止（第7章）

直接又は間接に価格等を拘束する共謀、市場における競争を制限又はコントロールする目的での合意、市場における優越的地位の濫用、入札談合等の反競争的行為を行うことが禁止されています（13条）。但し、以上の行為に該当する場合でも、技術力を高めることにより物品又はサービスの質を高めるため、中小企業の競争力を高めるため等、一定の場合には、競争委員会が一定期間、適用除外を認める場合もあるとされています（14条）。

② 市場における独占禁止（第8章）

事業者は、商品の価格等をコントロールすること、価格を操作する目的でサービス又は生産を制限すること、製品の販売又は購入の機会を制限すること、他の事業者の市場への参入を防止し、市場シェアをコントロールすることを目的として製品又はサービスを提供する地域を制限又はコントロールすること等の行為によって市場を独占することが禁止されています（15条）。

③ 不正競争の禁止（第9章）

禁止される不正競争として、幅広い内容の行為が列挙されており、(a) 顧客に対する欺罔、(b) 営業秘密の不正開示、(c) 事業者間における強要、(d) 他の事業の信用棄損（defamation）、(e) 他の事業の運営の妨害、(f) 不正競争目的での広告又は販売促進、(g) 事業者間の不利益取扱い、(h) 製造原価又は着港渡し価格（C.I.F.）よりも低い価格での販売、(i) 自らの独占的地位の濫用、他の事業者との間の契約違反の誘発、(j) その他競争委員会が別途指定する不正競争行為等が含まれるとされています（17条）。

④ 企業結合規制（第10章）

「企業間結合（collaboration among business）」とは、(a) 合併、(b) 統合（amalgamation）、(c) 事業譲り受け（acquisition of business）、(d) 合弁（joint venture）、(e) その他競争委員会が別途指定する企業結合をいうと定義されています（30条）。これについては、質的な規制として、①市場における独占的な地位若しくは一定期間内に高度な独占状態を生じさせる企業間結合、又は②企業間結合の結果として一つ又は少

Client Alert

数のビジネスのみによる市場状態を生じ、競争力を低下させる企業間結合が禁止されています（31条）。また、量的な基準を用いる規制として、企業間の結合により、競争委員会が別途指定する「市場シェア」の割合を超える結合が禁止されます（32条）。但し、後者については、一定の適用除外が定められています（33条）。

III. 規制違反の効果

行政罰

競争委員会は、事業者に対して、①警告、②制裁金の賦課、③事業の一定期間又は永続的な停止の行政処分を下すことができ（34条）、これらの処分に対して不服のある事業者は、処分の日から 60 日以内に競争委員会に対して不服申立てができます（35条）。

刑事罰・民事責任

競争法に違反した個人等は、5 百万チャット（約 5,000 米ドル）から 15 百万チャット（約 15,000 米ドル）までの罰金、又は 1 年から 3 年の禁錮（imprisonment）に処せられる可能性があります（第 12 章）。また、競争法違反の行為により損害を被った者は、違反者に対して民事上の責任を追及することができることとされています（51条）。

IV. その他

リニエンスー制度の導入の可能性

競争委員会は、裁判所等と連携して競争法違反の場合における処罰の例外としてリニエンスー制度を導入できると定められています（52条）。

今回成立した競争法は、非常に広い範囲の行為を規制していますが、その具体的な内容は明らかになっておりません。今後、下位規則等により、より具体的な指針が示されることになろうかと思われますので、今後の動向が注目されます。

弁護士 武川 文士

☎ +65-6593-9752（シンガポール）

☎ +95-1-255135（ヤンゴン）

✉ takeshi.mukawa@mhmljapan.com

弁護士 眞鍋 佳奈

☎ +65-6593-9762（シンガポール）

☎ +95-1-255137（ヤンゴン）

✉ kana.manabe@mhmljapan.com

弁護士 文堂 友寛

☎ +95-1-255136（ヤンゴン）

✉ tomohiro.bundo@mhmljapan.com

Client Alert

12. 新興国：ブラジル腐敗防止法に関する連邦規則の制定

ブラジルにおいて、2015年3月18日、ブラジル腐敗防止法（2013年法律 12.846号）の細則を規定する連邦規則（Decree No. 8,420）が公布されました。ブラジル腐敗防止法が昨年1月に施行されたにもかかわらず、長く連邦規則が存在しない状況が続いていましたが、今回連邦規則が公布されたことにより、より具体的なブラジル腐敗防止法制の全体像が明らかとなりました。

本規則では、贈賄等の不正行為を行った法人に対する制裁金額を決定するに際しての基準や、当局による調査及び処分の具体的な手続きが定められました。また、ブラジル腐敗防止法上の規制の特徴の一つでもあるリエンシー制度（ブラジル腐敗防止法 16条）について、各州の検査長官（Controladoria-General da Uniao, "GCU"）との間で締結されるリエンシー契約の内容等、その具体的な手続きについても新たに定められました。

違反企業への罰則の適用にあたっては、当該企業におけるコンプライアンス・プログラムが考慮されますが（ブラジル腐敗防止法 7条）、本規則においては、効果的なコンプライアンス・プログラムと評価されるための項目についても具体的に列挙されています。本規則は、現地法人の法令遵守体制の水準を判断する上でも有用であり、現地法人を有する企業は本規則に則った法令遵守体制の整備が求められます。

なお、本規則にはこれら以外の細かい内容も定められていますが、現在もブラジル腐敗防止法制は発展途上にあり、今後も各種ガイドライン等が策定される予定であることから、今後も動向に留意が必要です。

弁護士 梅津 英明
☎ 03-6212-8347
✉ hideaki.umetsu@mhjapan.com
弁護士 早川 翔
☎ 03-6266-8965
✉ sho.hayakawa@mhjapan.com

セミナー情報

<http://www.mhjapan.com/ja/seminars/index.html>

- セミナー 『最新海外プロジェクトファイナンス契約～契約担当者が押さえるべき実務上の重要チェックポイント～』
開催日時 2015年4月9日（木） 13:00～16:00
講師 齊藤 憲司
主催 株式会社金融財務研究会
- セミナー 『弁護士・税理士・企業法務/税務担当者のための契約書実務における税務上のポイント』
開催日時 2015年4月9日（木） 13:30～16:30
講師 大石 篤史

Client Alert

主催 株式会社金融財務研究会

➤ セミナー 『グループ内部統制 ～改正会社法を踏まえて～』

開催日時 2015 年 4 月 10 日（金） 13:30～16:30

講師 澤口 実、奥山 健志

主催 株式会社商事法務

➤ セミナー 『平成 27 年株主総会の重要トピックと議事運営最終チェック
～改正会社法対応を踏まえた見直すべきポイントを整理する～』

開催日時 2015 年 4 月 13 日（月） 13:30～16:30

講師 奥山 健志

主催 株式会社商事法務

➤ セミナー 『本年 5 月の改正会社法施行を前に、手続きと実務対応に重点を置き
再度開催！「監査等委員会設置会社への移行を巡る検討ポイントと実
務～移行するか否かの検討から移行の手続きまで～」』

開催日時 2015 年 4 月 15 日（水） 14:00～17:00

講師 太子堂 厚子

主催 株式会社プロネクサス

➤ セミナー 『債権法改正とシンジケートローン取引への影響』

開催日時 2015 年 4 月 22 日（水） 13:30～16:30

講師 青山 大樹

主催 金融ファクシミリ新聞社

➤ セミナー 『契約条項の基本と実務』

開催日時 2015 年 4 月 23 日（木） 13:30～16:30

講師 井上 愛朗

主催 株式会社商事法務

➤ セミナー 『平成 26 年改正会社法の施行に向けた M&A 実務の留意事項』

開催日時 2015 年 4 月 23 日（木） 9:00～11:30

講師 内田 修平

主催 金融ファクシミリ新聞社

➤ セミナー 『コーポレートガバナンス・コードと取締役会・監査役会の実務課題
～会社法改正・機関投資家の動向その他 コーポレート・ガバナンス
をめぐる最新事情を踏まえて～』

Client Alert

開催日時 2015 年 4 月 24 日（金） 14:00～17:00
講師 太子堂 厚子
主催 株式会社プロネクサス

文献情報

<http://www.mhmjapan.com/ja/publications/index.html>

- 本 『事例式不動産契約作成マニュアル』（2015 年 4 月刊）
出版社 新日本法規出版
著者 矢田 悠、田口 靖晃、北山 昇
- 論文 「＜平成 26 年会社法改正を踏まえた実務の検討（5）＞キャッシュ・アウトに関する規律の見直し」
掲載誌 旬刊商事法務 No. 2061
著者 内田 修平、李 政潤
- 論文 「新・新興国の M&A 法制－第 1 回 南アフリカ共和国における M&A 法制」
掲載誌 国際商事法務 Vol.43 No.3
著者 梅津 英明、秋本 誠司、佐藤 貴哉、小川 正太
- 論文 「「外国投資法」草案について」
掲載誌 国際商事法務 Vol.43 No.3
著者 本間 隆浩
- 論文 「性的な発言等のセクハラを理由とする懲戒処分を有効とした最高裁判決-最一判 H27・2・26[海遊館事件]の概要」
掲載誌 NBL 1046 号
著者 荒井 太一、金丸 祐子
- 論文 「プロジェクトファイナンスの契約実務における留意点－国内火力発電事業を念頭に②工事請負契約」
掲載誌 NBL 1047 号
著者 小林 卓泰、齊藤 憲司
- 論文 「内部統制入門講座（中）内部統制システムをめぐる裁判例」
掲載誌 月刊監査役 No. 638
著者 太子堂 厚子
- 論文 「コーポレートガバナンス・コードと機関設計の選択」

Client Alert

- | | |
|-----|---------------|
| 掲載誌 | 月刊監査役 No. 638 |
| 著者 | 松井 秀樹 |
-
- 論文 「情報セキュリティへの対応」
掲載誌 月刊監査役 No. 639
著者 飯田 耕一郎

 - 論文 「国際動産売買契約における瑕疵担保・紛争解決条項の留意点」
掲載誌 ビジネスロー・ジャーナル No. 86
著者 青山 大樹、畑江 智

 - 論文 「<特集 独占禁止法審査手続きについての懇談会報告書>懇談会報告書に対する評価－防禦に携わる弁護士の視点で」
掲載誌 月刊公正取引 No. 773
著者 内田 晴康

 - 論文 「<特集 独占禁止法審査手続きについての懇談会報告書>米国・欧州における審査手続き」
掲載誌 月刊公正取引 No. 773
著者 宇都宮 秀樹

 - 論文 「アベノミクスにおける労働時間規制改革」
掲載誌 会計・監査ジャーナル Vol. 27 No. 4
著者 荒井 太一

 - 論文 「遅刻・早退・欠勤」
掲載誌 労政時報 No.3884
著者 早川 翔、宇賀神 崇

 - インタビュー 「会社法改正で見直す 社外取締役「選任」実務」
掲載誌 企業会計 Vol.67 No.4
著者 石井 裕介

NEWS

<http://www.mhmmjapan.com/ja/news/all/all/list.html>

➤ バンコクオフィス業務開始のお知らせ

当事務所は、2012年にシンガポールオフィス、2014年にはヤンゴンオフィスを開設し、アジアの新興国特有の諸問題にかかわるノウハウと豊富なクロスボーダー案件の経験を活かして、クライアントの皆様にはリーガル・サポートを提供してまいり

Client Alert

ました。また、タイにおいては、提携関係を有している Chandler & Thong-ek 法律事務所に、二見 英知弁護士が常駐する MHM バンコクデスクを設け、同国における皆様のご活動のサポートを実施してまいりました。

近時、アジア新興国の中でも特に成長著しいタイにおいては、複雑な案件が急増するとともに、現地におけるサポートの必要性が一段と高まってきております。当事務所は、時代の変化や多様化するリーガルニーズに応えつつ最良のクライアント・サービスを提供することを常に使命としており、タイ現地におけるサービスの提供体制をより一層強化すべく、今般、MHM バンコクデスクを改変し、新たにオフィスを開けることを決定し、2015 年 4 月 1 日より開業いたしました。

バンコクオフィスでは、35 年を超える国際取引の実務経験を有するパートナーの米正剛弁護士が代表を務めるほか、引き続き二見 英知弁護士が常駐して業務を提供いたします。さらに、クロスボーダー案件につき豊富な経験を有する秋本 誠司弁護士が新たに常駐いたします。バンコクオフィスは、東京・大阪・福岡の各オフィスにおけるタイ案件の豊富な経験を有する弁護士と、また同地域に所在するシンガポールオフィス、ヤンゴンオフィスの弁護士とも緊密に協働しながら、クライアントの皆様をサポートしてまいります。

当事務所は、今後とも、東京、大阪、福岡、北京、上海、シンガポール、ヤンゴン、そして新たに加わるバンコクの各オフィス・全弁護士が一丸となって、より一層クライアントの皆様のお役に立てるよう尽力してまいりますので、何卒宜しく願い申し上げます。

➤ Chambers Global 2015 にて高い評価を得ました

Chambers Global 2015 において、当事務所は 6 の分野で上位グループにランキングされ、24 名の弁護士がその分野で日本を代表する弁護士に選ばれました。詳細は以下の通りです。

【ランキング入りした分野一覧】

- Banking & Finance (Band 1)
- Capital Markets (Band 1)
- Capital Markets: Securitisation & Derivatives (Band 1)
- Corporate/M&A (Band 1)
- Dispute Resolution (Band 2)
- Intellectual Property (Band 2)

【選出された弁護士一覧】

JAPAN

- **Banking & Finance** : 石黒 徹、桑原 聡子、佐藤 正謙、小澤 絵里子、小林 卓泰、青山 大樹
- **Banking & Finance: Financial Services Regulation** : 石黒 徹

Client Alert

- **Capital Markets** : 石黒 徹、中村 聡、鈴木 克昌
- **Capital Markets: Securitisation & Derivatives** : 佐藤 正謙、小澤 絵里子、小林 卓泰
- **Capital Markets: J-REITs** : 藤津 康彦
- **Capital Markets: Experts Based Abroad – Singapore** : トニー・グランディ
- **Corporate/M&A** : 河井 聡、菊地 伸、桑原 聡子、棚橋 元、土屋 智弘、石綿 学、大石 篤史、松村 祐土、紀平 貴之
- **Corporate/M&A: Foreign Experts – China** : 石本 茂彦
- **Corporate/M&A: Experts Based Abroad - China** : 射手矢 好雄
- **Dispute Resolution** : 関戸 麦、飛松 純一
- **Dispute Resolution: Experts Based Abroad – China** : 射手矢 好雄
- **Intellectual Property** : 松田 政行、三好 豊

CHINA

- **Corporate/M&A - International Firms: Experts Based Abroad – Japan** : 石本 茂彦
- **Corporate/M&A - International Firms: Foreign Experts – Japan** : 射手矢 好雄

➤ IFLR の Asia Awards にて受賞しました

国際的な法律雑誌である International Financial Law Review (IFLR) による Asia Awards 2015 において、当事務所は「National Firm of the Year」を受賞いたしました。

➤ Tax Directors Handbook 2015 にて高い評価を得ました

「Tax Directors Handbook 2015」において、当事務所は上位グループにランキングされ、増田 晋 弁護士、金丸 和弘 弁護士、大石 篤史 弁護士及び小島 義博 弁護士がとりあげられました。

(当事務所に関するお問い合わせ)
森・濱田松本法律事務所 広報担当
mhm_info@mhmjapan.com
03-6212-8330
www.mhmjapan.com